

ホットラインの構築（現行案）

資料-3

■ 伝達内容およびタイミング

- 伝達内容：現在の水位状況および水位上昇の見込み
 - タイミング：
 - 氾濫警戒情報（避難判断水位到達）発表時・・・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安
 - 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）発表時・・・避難勧告の発令判断の目安
- ※堤防等の異常に係る情報等については、別途情報提供を行う。

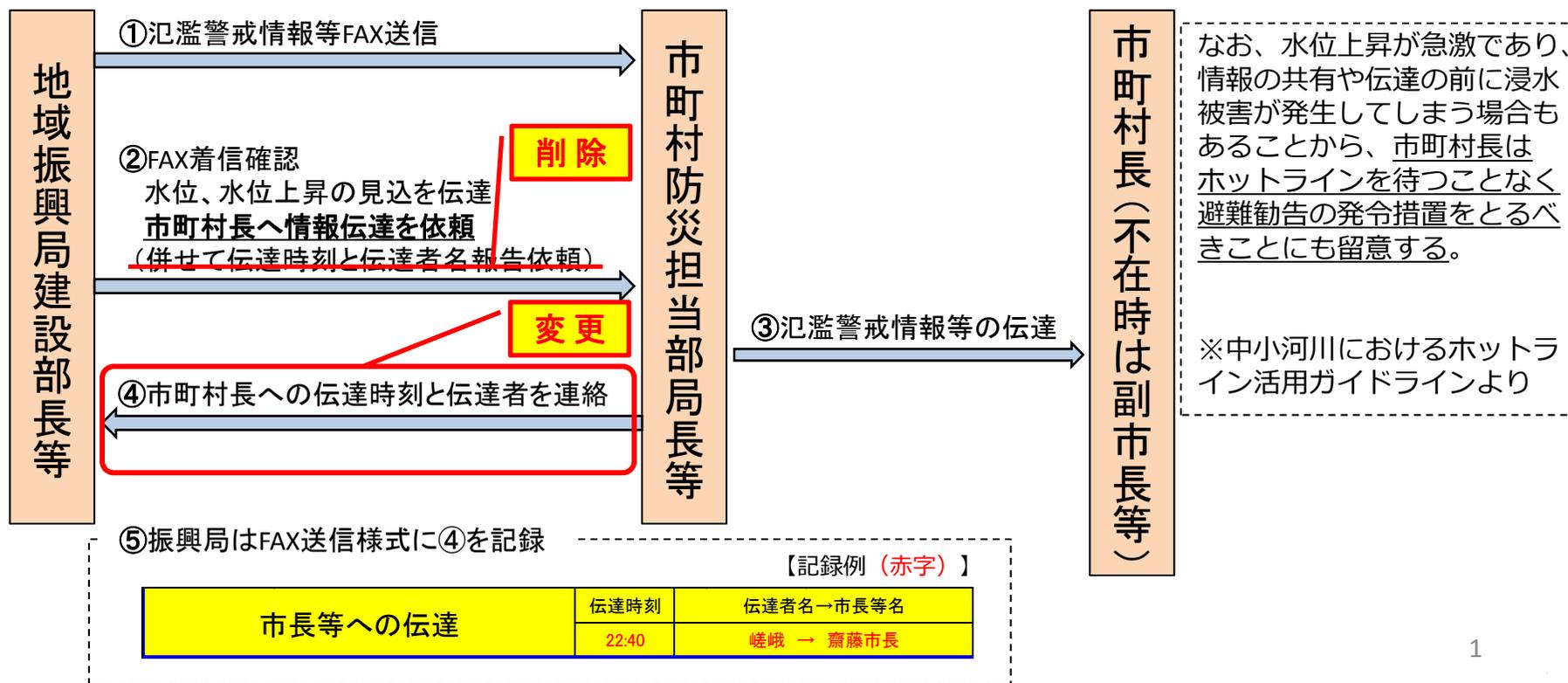
【ホットライン伝達方法の見直しについて】

・第1回協議会で了承されたホットライン（試行案）により市町長への伝達者と伝達時刻を市町が県に連絡することとなっていたが、H29.7の出水時に業務に追われる市町職員に相当な負荷がかかったことから、伝達方法を見直すものである。

■ 伝達方法

○土砂災害警戒情報の伝達方法を準用し、地域振興局建設部長等と市町村防災担当部局長等間での情報伝達を基本

【伝達の流れ】



ホットラインの構築（仙北修正案）

資料－3

■ 伝達内容およびタイミング（現行実施中）

- 伝達内容：現在の水位状況および水位上昇の見込み
 - タイミング：氾濫警戒情報（避難判断水位到達）発表時・・・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安
氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）発表時・・・避難勧告の発令判断の目安
- ※堤防等の異常に係る情報等については、別途情報提供を行う。

■ 伝達方法

- 土砂災害警戒情報の伝達方法を準用し、地域振興局建設部長等と市町村防災担当部局長等間での情報伝達を基本

【伝達の流れ】

